

**富山県伏木富山港
新湊地区国際物流ターミナル
指定管理者募集要項**

**令和7年8月
富山県土木部港湾課**

目 次

A 公の施設に関する事項

1 施設概要

(1) 名称	1
(2) 所在地	1
(3) 設置目的・管理運営方針	1
(4) 施設の概要	1
(5) 備品の概要	1
(6) 利用状況	1
(7) 施設管理上の留意事項	1

B 募集に関する事項

1 募集の趣旨	2
---------	---

2 条件等

(1) 申請資格	2
(2) 指定管理者の業務の範囲・内容	3
(3) 管理の基準	3
(4) 指定期間	4
(5) 利用料金制	4
(6) 管理経費の上限額	5
(7) 自主事業の実施	6
(8) 関係者との連携・調整	6
(9) 集荷拡大に向けた取り組み	6
(10) 指定管理者と県とのリスク（役割）分担	7
(11) 管理の業務の実施に伴って生ずる権利の帰属について	7
(12) 定期報告書（月報）の提出	8
(13) 事業報告書（事業年度報告書）の提出	8
(14) 事業評価	8
(15) 県による調査・指示等	8
(16) 県による指定管理者に対する評価	9
(17) 監査委員及び包括外部監査人による監査	9
(18) 施設管理の継続が適当でない場合における措置	9

3 応募・選定手続き

(1) 募集要項の配布	9
(2) 申請方法	10
(3) 質疑応答	11
(4) 説明会の開催	12
(5) 審査方法及び審査基準	12

C 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定	14
(2) 協定の締結	14

D その他

(1) スケジュール	14
(2) その他留意事項	15
(3) 配布資料	15

伏木富山港新湊地区国際物流ターミナル指定管理者募集要項

A 公の施設に関する事項

1 施設概要

(1) 名称

伏木富山港新湊地区国際物流ターミナル

(2) 所在地

射水市越の潟町地内

(3) 設置目的・管理運営方針

環日本海・アジア地域の経済成長に伴い増加する便数・コンテナ取扱量に対応し、効率的な物流サービスを提供するために設置したものであり、新湊地区国際物流ターミナルの効率的な運営・管理及び集荷拡大により国際拠点港湾伏木富山港のより一層の活性化を図ることとしています。

(4) 施設の概要

名 称	規 模 等
コンテナ専用クレーン 1 号機	ロープトロリー式橋形クレーン
コンテナ専用クレーン 2 号機	セミロープトロリー式橋形クレーン
北埠頭荷さばき地	敷地面積 7,692 m ²
北埠頭コンテナヤード	敷地面積 104,493 m ²
北埠頭コンテナ用電源設備	60 口 (440V/30A 50 口、220V/30A 10 口)
コンテナターミナル管理棟	鉄骨造 2 階建 延 340 m ²

(5) 備品

除雪ドーザ 1 台

(6) 国際物流ターミナル利用状況

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
コンテナ専用クレーン 1 号機	295 件	323 件	293 件
コンテナ専用クレーン 2 号機	131,981 千円	131,337 千円	130,986 千円
北埠頭荷さばき地	利用なし	利用なし	利用なし
北埠頭コンテナヤード	202,322 m ² 29,449 千円	184,868 m ² 26,979 千円	223,034 m ² 32,487 千円
北埠頭コンテナ用電源設備	30,400 時間 3,040 千円	27,295 時間 2,730 千円	19,092 時間 1,909 千円
コンテナターミナル管理棟	1 件 2,299 千円	1 件 2,299 千円	1 件 2,299 千円

(7) 施設管理上の留意事項

- ①当該ターミナルの管理にあたっては、県と協定を締結して、これまで荷役機械の使用をしている富山新港荷役施設管理運営組合と良好な関係を保つ必要があります。一方で、公平な

管理運営に努め、特定なものに有利あるいは不利にならないようにする必要があります。

- ②従前以上のスムーズな管理運営及び集荷拡大による伏木富山港の活性化を図ってください。
- ③当該ターミナルは、改正 SOLAS 条約（海上人命安全条約）を受けた、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成 16 年法律第 31 号）の規定により埠頭の保安の確保のために必要な措置を講じる国際埠頭施設であるので、運営・管理にあたっては埠頭保安管理者（富山新港管理局長）と緊密に連絡をとり、その指示に従ってください。

B 募集に関する事項

1 募集の趣旨

新湊地区国際物流ターミナルの効率的な運営・管理及び集荷拡大により国際拠点港湾伏木富山港のより一層の活性化を図るため、当該施設に指定管理者制度を導入するものであり、「富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」（以下「手続条例」という。）に基づいて、指定管理者候補者の選定のための公募を行います。

2 条件等

（１）申請資格（指定管理者に求める資格・要件）

申請することができるのは、次の要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であることとします。

- ①法人等の団体であること（法人格の有無は問いません。個人による申請はできません。）
- ②申請する法人等及びその役員（株式会社にあっては取締役、公益法人にあっては理事、その他の法人等にあってはこれらに相当する職にある者。以下同じ。）が次のア～オのいずれにも該当しないこと。

ア 破産者で復権を得ないもの又は会社更生法若しくは民事再生法に基づく更生若しくは再生手続き中の者

イ 県税を滞納している者

ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められるもので、その事実があった後 2 年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

エ 本県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な委託額の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者で、その事実があった後 2 年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

オ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者

- ③申請する法人等の役員に禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者がいないこと
- ④手続条例第 6 条の規定による指定管理者候補者として選定しない法人等に該当しないこと。
- ⑤公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領の排除措置の該当事項に該当しないこと。
- ⑥県内に主たる事務所（本社・本店）を置く又は置こうとする者※であること。

※新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立していなくても、その名称等を使用して申請できることとします。ただし、この場合には富山県議会への当該施設の指定管理者の指定にかかる議案上程までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を必ず提出していただく必要があります。

(提出期限 令和7年11月上旬(県が別途指定する日))

- ・上記の資格・要件については、申請の時点から、指定管理者として指定された場合は、その指定期間の満了時まで継続して満たす必要があります。
- ・また、申請者が各資格要件を満たしているか、必要に応じて関係機関に照会する場合があります。
- ・共同体で申請する場合は、上記要件のうち①～⑤については、共同体のすべての構成員が満たす必要があります。⑥(事務所の設置要件)については、共同体を代表する法人等が要件を満たす必要があります。

(2) 指定管理者の業務の範囲・内容(詳細は別添「仕様書」参照)

- ①新湊地区国際物流ターミナルの維持管理に関する業務
 - ②富山県港湾管理条例第25条に規定する新湊地区国際物流ターミナルの施設(コンテナ専用クレーン1号機、コンテナ専用クレーン2号機、北埠頭荷さばき地、北埠頭コンテナヤード、北埠頭コンテナ用電源設備、コンテナターミナル管理棟)の使用の許可に関する業務
 - ③新湊地区国際物流ターミナルの各施設の利用料金の徴収に関する業務
 - ④その他別添仕様書に記載する業務
 - ・指定管理者の業務については、当募集要項に示す内容及び申請者から提案のあった内容に基づき県と指定管理者と協議のうえ決定し協定を締結します。
 - ・管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできませんが、警備、清掃、機械設備のメンテナンス等、個々の業務を部分的に第三者へ再委託することは妨げません。ただし、あらかじめ書面による県の承認が必要となります。
- (法令等の規則及び国・県等の指針・計画等)
- ・説明会において必要な資料を配付し、説明します。

(3) 管理の基準

- ①供用日
 - 年中無休
- ②利用時間
 - 0:00 から 24:00 まで(ただし、20:00 から 5:00 まで荷役作業を行う場合は、地元住民代表等に伝わるよう、新港管理局職員に連絡すること)
- ③法令等の遵守
 - ・施設の管理にあたっては、関係法令及び条例等の規定を遵守してください。
 - ・指定管理者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、個人情報の保護に関し必要な措置を講じる必要があります。
 - ・指定管理者は、富山県情報公開条例(平成13年富山県条例第38号)に基づき、情報公開に関し必要な措置を講じる必要があります。
 - ・指定管理者は、富山県行政手続条例(平成7年富山県条例第1号)については、行政庁と

同等の規定の適用を受けることとなります。

- ・手続条例第 12 条の規定により、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らすこと、又は不当な目的に使用することはできません。

④帳簿書類の保存

- ・指定管理者が作成した施設の管理にかかる帳簿書類は、その年度終了後、5 年間保存するものとします。

(4) 指定期間

2 年間（令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日）

なお、港湾法の規定に基づき港湾運営会社を指定して港湾施設を貸し付ける場合は、指定期間の途中でも、指定管理期間を短縮することを協議する場合があります。

(5) 利用料金制

- ①新湊地区国際物流ターミナルの施設については、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づく利用料金制を採用します。
- ②新湊地区国際物流ターミナルの施設の利用料金の額について提案してください。
- ③利用料金は、富山県港湾管理条例第 26 条第 2 項の規定により、条例の別表で定める金額の範囲内において指定管理者が知事の承認を受けて定め、徴収した利用料金については、指定管理者の収入となります。
- ④ただし、当該施設については、管理経費を上回る利用料金収入があると見込まれることから、県が定める新湊地区国際物流ターミナルの施設の年間利用料金収入見込額（以下、「年間利用料金収入見込額」という。）の一部を毎年度、県に納付していただきます。
 - ・毎年度の納付額は年間利用料金収入見込額から応募者が提案する管理に係る経費を差し引いた金額とします。応募者には、管理に係る経費の提案を求めますが、管理に係る経費は 36,606 千円／年を上限とします。
 - ・年間利用料金収入見込額は 181,694 千円／年とします。
 - ・年間利用料金収入額が年間利用料金収入見込額を下回った場合でも、原則、納付額には変更はありません。
 - ・納付時期は、納付額に 50% を乗じた額を半期毎（10 月と翌年 4 月）に県に納付することとします。
- ⑤指定管理者は、知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減免することができます。
- ⑥当該年度に次年度の利用申込を受付ける場合、利用者の利用料金は利用者が利用する年度の収入となります。
- ⑦当該年度と次年度の指定管理者が異なる場合は、当該年度に次年度の利用料金を徴収した場合、次年度の指定管理者の収入として引継ぎを行って頂きます。なお、この場合、徴収する次年度の利用料金額は、次年度の指定管理者が知事の承認を得て決定する額となりますのでご注意ください。

(6) 管理経費の上限額

①管理経費の上限

年 度	令和 8 年度	令和 9 年度
上限額	36,606 千円	36,606 千円

- ・申請にあたっては、上記の上限額の範囲内で年度毎に管理経費を提案してください。
- ・上記管理経費の上限には公の施設に係る修繕費、備品購入費は含みません。

(修繕費、備品購入費の取扱いについては「②留意事項」参照)

(参考) 過去 3 年間の利用料金収入額及び管理経費

年 度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
料金収入額	166,768 千円	160,683 千円	167,681 千円
管 理 経 費	26,070 千円	25,087 千円	31,511 千円
内訳：人件費	9,108 千円	8,280 千円	9,108 千円
光熱水費	3,619 千円	4,370 千円	4,398 千円
その他	13,343 千円	12,437 千円	18,005 千円

②留意事項

- ・指定期間における年間利用料金収入見込額及び管理経費は、原則として、変更しません。
- ただし、災害や施設運営に重大な影響を与えるような物価変動など、指定管理者に帰すべき責任がない不測の事態が生じた場合は、県と指定管理者が協議して対応を決定します。

(修繕について)

- ・指定管理者が管理する公の施設に係る修繕のうち、1 件100万円未満の修繕については、次に掲げる修繕費の上限額の範囲内で指定管理者が行うこととします。

(修繕費の上限額)

年 度	(参考)令和 6 年度協定額	令和 8 年度	令和 9 年度
上限額	2,556 千円	2,924 千円	2,924 千円

- ・修繕に係る費用については、半年毎に指定管理者の請求を受けて精算払によって支払います。
- ・なお、1 件100万円以上の修繕については、県で執行することとしますので、当該修繕の必要が生じた場合は県に報告してください。ただし、1 件100万円以上の修繕であっても、安全管理上緊急を要するもの等、指定管理者が行った方がより適切な対応が可能となるものについては、県と協議のうえ、指定管理者が行うことがあります。その場合は、県が経費を負担します。

(参考) 過去3年間の修繕の件数(1件100万円未満)

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件 数	3 件	3 件	5 件
支出額	2,465千円	2,463千円	2,465千円
主 な 修繕内容	区画線設置、コンテナクレーン無線機更新、低圧分電盤内積算電力量計取替など	コンテナクレーン部品取替など	区画線設置、コンテナクレーン部品取替など

(備品購入について)

- ・公の施設の備品(富山県会計規則第105条第1項第2号及び第2項に規定する備品をいう。)については、原則として、県で購入することとします。
- ・なお、指定管理者が公の施設の管理に当たって、自らの経費で調達した備品を設置しようとする場合は事前に県と協議することとします。ただし、指定期間満了時等においては、手続条例第10条の規定に基づいて原状に回復する必要があります。
- ・指定管理者は富山県に帰属する備品について処分等を行う必要がある場合は、県と事前に協議し、当該物品の異動があったときは、その都度、県に報告するものとします。

(7) 自主事業の実施

- ・指定管理者は、県が経費を負担し、県が発注する業務以外に、利用者の利便に供するため、自らの経費で自主的に事業を実施することができます。ただし、実施できる事業は、事業計画書を県に提出し、県の承認を得たものに限り、また、事業の収支状況について、毎年度、報告する必要があります。
- ・自主事業を実施する場合には、その内容を提案してください。
- ・自主事業を実施する場合には、次の点に留意してください。
 - ① 自主事業の内容が公の施設の設置目的に反しないものであること
 - ② 事業の実施にあたって、他の利用者の利用の支障とならないこと
 - ③ 収支計画書上、施設の管理経費を自主事業に要する経費に充当することはできないこと
 - ④ 参加者に参加料を求める場合は、その額が適正なものであること
 - ⑤ 自主事業を行う場合においても、施設の利用料金は利用料金収入として計上し、それ以外の収入は自主事業収入として指定管理者の収入とすること

(8) 関係者との連携・調整

A1 (7) ①の趣旨を踏まえ、富山新港荷役施設管理運営組合と良好な関係を保つため、どのように連携・調整していくのか、提案してください。

(9) 集荷拡大に向けた取り組み

A1 (7) ②の趣旨を踏まえ、集荷拡大に向けて取り組む効果的な手法及びその他集荷拡大策等について提案してください。

(10) 指定管理者と県とのリスク（役割）分担

リスク（役割）分担については、下記のとおりとし、協定により定めることとします。

項 目	指定管理者	県
施設の包括的管理責任		○
S O L A S 警備		○
施設の通常の維持管理・運営	○	
施設内の設備・備品の維持管理	○	
利用料金徴収、収納	○	
施設の小規模な修繕（1 件 100 万円未満）	○	
施設の大規模な修繕（1 件 100 万円以上）（※ 1）		○
備品の購入		○
施設に係る各種保険への加入（※ 2）	△	△
物価変動に伴う経費の増加（※ 3）	○	
不可抗力に伴う経費の増加や事業履行不能等（※ 4）	△	△
利用者の減少に伴う収入の減少（利用料金制導入施設）（前記項目に該当する場合を除く）	○	
施設の管理瑕疵に伴う損害賠償	○	
施設の設置瑕疵に伴う損害賠償（※ 5）		○
災害時対応（連絡体制確保、応急措置、報告等）	○	○（指示等）

（※ 1）1 件 100 万円以上の修繕であっても、安全管理上緊急を要するものなど、（災害時の復旧等）については、指定管理者及び県で協議の上、指定管理者において実施する場合があります。この場合、修繕に要する経費は県で別途負担します。

（※ 2）施設の火災保険は県で加入します。指定管理者において加入する必要があるものについては、提案し、県の了解を得て加入してください。

（※ 3）施設運営に重大な影響を与えるような物価変動があった場合は、指定管理者及び県で協議して決定するものとします。

（※ 4）天災、人災等の大規模災害その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のものが発生した場合は、指定管理者及び県で協議して決定するものとします。

（※ 5）指定管理者が加入する保険で対応できる場合は、その保険での対応を優先します。

(11) 管理の業務の実施に伴って生ずる権利の帰属について

- ・管理の業務に関して得た成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は県に帰属することとします。
- ・管理の業務に関連して発明、考案又は意匠の創作をしたことにより取得した特許を受ける権利については県に移転するものとし、指定管理者に対しては、県職員が職務発明をした場合において県が県職員に対して与える権利と同等の権利を与えることとします。なお、この場合、指定管理者において、あらかじめ、被用者の職務発明に関する規程等を備えておく必要があります。

(12) 定期報告書（月報）の提出

指定管理者は、毎月終了後、定期報告書を提出する必要があります。

① 報告書の記載内容及び添付書類

- ア 利用状況、料金収入状況（料金設定単位別）
- イ 施設設備等の管理状況（必要に応じ施設の写真を添付）
- ウ 利用者等からの苦情及びその対応状況
- エ 施設の安全管理のために実施した取組み
- オ その他必要事項及び関係書類等

② 提出期限

翌月 10 日まで

③ 提出方法

富山県土木部港湾課へ 1 部、富山県富山新港管理局へ 1 部提出

※ この他、指定管理者は、指定管理施設における省エネルギー等の環境配慮の取組みに努めるとともに、エネルギー使用量等を県へ定期的に報告する必要があります。

(13) 事業報告書（事業年度報告書）の提出

指定管理者は、手続条例第 9 条の規定に基づいて、毎事業年度終了後、事業報告書を提出する必要があります。

① 報告書の記載内容及び添付書類

- ア 施設の管理の業務の実施状況に関する事項（直近の施設の写真を添付）
- イ 施設の利用の状況に関する事項
- ウ 施設の利用料金収入（料金設定単位別）の実績に関する事項
- エ ア～ウに掲げるもののほか、施設管理の業務に係る経費の状況に関する事項
- オ 事業評価の実施に関する事項

（事業評価の方法、事業評価の結果、事業評価の反映等、「(14) 事業評価」参照）

・添付書類

再委託契約書（写）、職員配置図、その他参考となるもの

② 提出期限

毎事業年度終了後及び指定管理期間満了後、1 箇月以内

③ 提出方法等

富山県土木部港湾課へ 1 部、富山県富山新港管理局へ 1 部提出

(14) 事業評価

- ・ 指定管理者による公の施設の管理運営により、利用者等へのサービスの向上が図られているかを検証するため、利用者アンケートやモニタリング等による事業評価を実施してください。
- ・ 指定管理者において実施する事業評価の取組みについて提案を求めます。
- ・ 事業評価の実施結果については、事業報告書に記載してください。

(15) 県による調査・指示等

- ・ 県は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期すため、指定管理者に対して、地方自治法第244条 2 第10項の規定に基づいて、当該管理の業務、又は経理の状況に関し報告

を求め、実地に調査し、又は必要な指示をする場合があります。

(16) 県による指定管理者に対する評価

県は、指定管理者からの定期報告、実地調査、利用者アンケート調査等によるモニタリング・評価を行い、毎年度終了後に、県のホームページに掲載します。

《評価項目》 ※評価項目は変更となる場合があります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 利用者数・収入の増減に対する評価② サービス向上に向けた取組み③ 利用促進（収入増）に向けた取組み④ 利用者のニーズ把握や苦情処理への取組み⑤ 個人情報保護の取組み⑥ 関係団体との連携⑦ 施設・設備の維持管理⑧ 危機管理・安全管理などの取組み⑨ その他必要と認められる事項 |
|--|

(17) 監査委員及び包括外部監査人による監査

- ・地方自治法第199条第7項の規定に基づいて、県または監査委員が必要があると認めるときは、指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について、監査する場合があります。
- ・富山県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第5号の規定に基づいて、包括外部監査人が必要があると認めるときは、指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について監査する場合があります。
- ・また、富山県外部監査契約に基づく監査に関する条例第3条第3項の規定に基づいて、監査委員が必要があると認めるとき又は知事の要求があるときは、個別外部監査契約に基づく監査により指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について監査する場合があります。

(18) 施設管理の継続が適当でない場合における措置

- ・上記（15）の県による指示に従わない場合、指定管理者が指示された当該期間内に改善することができなかった場合、又は当該指定管理者による施設管理の継続が適当でないと認められる場合は、県は地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定の取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることとなります。

3 応募・選定手続き

(1) 募集要項の配布

①配布期間

- ・令和7年8月29日（金）～ 9月8日（月）までの平日

②配布場所

- ・富山県土木部港湾課管理係

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 電話：076-444-3335 FAX：076-444-4419

(2) 申請方法

①提出書類

申請に当たっては、以下の書類を提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出いただく場合があります。

ア 申請書（別紙様式 1）

イ 事業計画書（別紙様式 2）

ウ 収支計画書（別紙様式第 3－1、2）

エ 納税証明書（富山県税条例施行規則第 29 条に規定する第 43 号様式）

オ 誓約書（別紙様式 4）

カ 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの

キ 法人の登記事項証明書

ク 法人等の役員名簿（別紙様式 5）

ケ 申請書の属する事業年度の直前 2 事業年度の事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書（申請日が前事業年度の終了の日の翌日から 3 箇月を経過する日前であって、前事業年度の書類を作成していないときは、直前 2 事業年度のこれらの書類）

コ ケの書類を作成していない場合は、法人（団体）の事業及び財務の状況を明らかにした書類

サ 申請日の属する事業年度の事業の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにした書類

シ 共同体として申請する場合は、共同体の構成員及び代表者、共同体の協定書、共同体の役割分担、業務実施体制、責任分担が明らかとなる書類

※ 共同体の場合は、エ～サに関する書類をその全構成員について提出すること

②申請方法

・紙又は電子データ

・紙の場合は 13 部（正本 1 部、副本 12 部）を次の提出先に持参いただくか、郵便書留により提出してください。

・電子データの場合は、次の提出先に電子メールにより送付してください。ただし、①の「エ 納税証明書」及び「ク 法人の登記事項証明書」は原本を郵送または持参してください。

※電子メールでの送付の場合、必ず到達確認のお電話をお願いします。

(申請書提出先)

富山県土木部港湾課管理係

〒930-8501

富山市新総曲輪 1－7

電話：076-444-3335 FAX：076-444-4419

E-mail：akowan@pref.toyama.lg.jp

③申請書提出期間

- ・令和7年10月2日（木）8時30分～令和7年10月10日（金）17時15分まで
- ・郵送の場合は、郵便日書留により提出期限日の17時15分までに必着

④申請書類に係る著作権

（指定管理候補者選定までの著作権）

- ・申請書類に著作権の対象となるものがある場合の著作権は申請者に帰属します。ただし、富山県は指定管理候補者の選定に必要な場合は、申請書類の内容を無償で利用できるものとします。

（指定管理候補者の選定後の著作権）

- ・指定管理候補者に選定された申請者の申請書類に著作権がある場合の著作権は、指定管理候補者に選定された時から富山県に帰属し、指定されなかった申請書類の著作権は申請者に帰属します。

⑤その他留意事項

- ・同一の公の施設に複数の申請をすることはできません。
- ・申請書提出後は、申請書の内容の変更、再提出、差替えを認めません。
- ・申請に係る経費は全て申請者の負担とします。
- ・申請に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ・提出された書類は返却しません。
- ・提出された書類は富山県情報公開条例の対象となり、同条例の規定に基づいて個人・法人に関する情報等非開示とすべき箇所を除き、開示することがあります。

（共同体による申請に関する事項）

- ・複数の法人等で構成する共同体も申請（以下「共同体による申請」という。）を行うことができます。
- ・共同体の構成員は同一の公の施設の指定管理者の募集に申請する他の共同体の構成員となること、又は単独で同一の公の施設の指定管理者の募集に申請を行うことはできません。

（３）質疑応答

①質問・回答方法

- ・質問は、次の質問受付期間内に別紙様式6「質問票」により FAX または電子メールで提出してください。
- ・質問事項の他に申請団体名（共同で申請する場合は代表者名）、申請団体の所在地、電話番号、FAX 番号、メールアドレス及び担当者の所属、氏名を記載してください。
- ・回答期日に募集要項を配布した方の全てに対して、提出された質問及び質問への回答を FAX または電子メールにて送信します。

②質問受付期間

令和7年9月16日（火）～ 9月19日（金）17時15分まで

③質問への回答日

令和7年9月26日（金）

(4) 説明会の開催

【募集概要説明会】

- ①日時 令和7年9月9日（火） 14時から
- ②場所 富山新港管理局1階会議室
〒934-0031 射水市奈呉の江7
電話：0766-84-8292

【現地説明会】

- ①日時 令和7年9月9日（火） 15時から
- ②場所 射水市越の潟町地内 国際物流ターミナル
(各自、管理棟前に集合してください。)

【参加申込】

令和7年9月8日（月）17時15分までに、別紙様式7「説明会参加申込書」を富山県土木部港湾課あて FAX（FAX 番号：076-444-4419）または電子メール（メールアドレス：akowan@pref.toyama.lg.jp）にてご提出ください。

①留意事項

- ・ 募集概要説明会には必ず出席してください。募集概要説明会に参加されない法人等については、申請を認めません。なお、募集概要説明会では、法人等からの参加者であることを確認できるもの（会社の身分証明書等）の提示を求めます。
- ・ 共同体により申請する場合には、構成員のいずれかの法人等が参加する必要があります。
- ・ 各説明会の参加者は1団体につき2名までとします。
- ・ 募集要項等の配布資料をご持参ください。

(5) 審査方法及び審査基準

①審査方法

- ・ 指定管理者の選定に係る審査については、「伏木富山港新湊地区国際物流ターミナル指定管理候補者選定委員会」において行います。
- ・ 審査はプロポーザル方式とし、事業計画の記載内容（企画提案）についてのプレゼンテーションにより行います。
- ・ ただし、応募者が多数であった場合には、書類による一次審査を行ったうえで、プレゼンテーションによる選考（二次審査）を行う場合があります。
- ・ 二次審査の結果、その得点が最も高かった者を指定管理候補予定者として選定することとします。なお、最も得点が高かった者を指定管理候補者として選定することができなくなった場合には、二次審査における次点以下の者を指定管理候補予定者として協議を進めることとします。

②審査基準

- ・ 審査は次の審査基準により行うこととします。

審査基準	審査の視点	配点ウエイト(%)
1 施設内の平等な利用の確保（手続条例第4条第1号）	【平等な利用の確保】 平等な利用が確保される内容になっているか	平等利用が確保されない場合は選定しません

2 公の施設の効用の最大限の発揮（手続条例第4条第2号）	【施設設置目的の達成】 a 施設の管理業務の基本方針、管理基準の設定、個人情報保護の対策が的確なものか b 施設の維持管理業務が確実に行われ、運営業務が施設の機能を活かした適切な計画となっているか c 富山新港荷役施設管理運営組合との良好な関係を保つことができるか	60
	【サービスの向上による利用の増加と関係者との連携】 d 利用者に対して、適切で十分な対応がなされ、サービス向上が図られる内容となっているか e DXによるサービスの向上等 f 関係者との連携・調整が十分に図られる内容となっているか g 利用料金設定が適正であるか h 利用の増加を図るための具体的な手法や期待される効果が明らかとなっているか（県が定めた利用料収入見込額（数値目標）に関わらず、より意欲的な計画を定めているか） i 県内の産業振興や雇用への確保への配慮が十分なものとなっているか j 事業評価の方策は利用者の評価・満足度を十分把握できる内容になっているか	
3 公の施設の効率的な管理（手続条例第4条第2号）	【施設の管理運営に係る経費の内容】 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか 〈算式〉 （申請者の得点）＝（最低提示額）／（申請者の提示額）×（配点） ※最低提示額は、実現可能性のある提案のうち最低のものをを用います ※申請者の得点の端数処理は、計算の最後に少数点第2位を四捨五入する。 〈例〉最低提示額 80÷申請提示額 90×配点 20=17.77777 ⇒17.8	20
4 公の施設の管理を適正かつ確実に行うための財産的基礎及び人的構成（手続条例第4条第3号）	【申請者の財政的基礎及び信用力】 a 指定管理業務を安全確実に行える経営基盤を有しているか ※1 b 指定管理業務を安定して行う信頼性を有し、事業継続が可能な資金計画となっているか 【申請者の人的構成】 c 施設の機能を十分に発揮した管理運営を実施できる組織体制、職員数、職員構成（資格、経験など）となっているか d 人材の確保・育成が十分に行われ、緊急時の体制が確保されているか	20
合 計		100%

※1 指定管理業務を安定確実にを行う経営基盤が最低限あると認められれば、資本金の多寡、全国展開の有無等に関わらず同等の評価とすることとします。

③審査結果

- ・審査結果については、二次審査（一次審査が行われた場合は、一次審査、二次審査がそれぞれ）が終了した時点において、全ての審査対象者に通知します。
- ・なお、二次審査の結果概要について、県のホームページで次のとおり公表することとします。

＜ホームページに記載する項目：審査結果表＞

審査項目 申請者	1 県民の平等な利 用の確保	2 施設の効用の最 大限の発揮	3 施設の効率的な 管理	4 公の施設の管理を適正か つ確実にを行うための財産 的基礎及び人的構成	合計
(株)〇〇社					
(有)△△社					
(財)□□社					
指定管理候補者：(株)〇〇〇〇 (選定理由)					

- ・審査結果表には、申請者名及びその得点、指定管理候補予定者の選定理由を記載することとします。

C 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

- ・選定した指定管理候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づいて県議会の議決を経たうえで、指定管理者として指定します。

(2) 協定の締結

- ・指定管理者による公の施設の管理に係る細目事項については、県と指定管理者との協定を締結することとします。
- ・協定書の主な取決め事項については、次のとおりとします。

- ① 指定管理者が行う管理の業務の内容
- ② 指定管理者が行う管理の基準
- ③ 権利義務の譲渡、一括再委託の禁止
- ④ 県への納付金に関する事項
- ⑤ 利用料金に関する事項
- ⑥ 事業報告等に関する事項
- ⑦ 県と指定管理者の責任分担に関する事項
- ⑧ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑨ 指定期間満了時等における原状回復義務
- ⑩ 指定管理者の損害賠償義務
- ⑪ 管理業務に係る個人情報の保護に関する事項
- ⑫ 管理の業務に関する情報公開に関する事項
- ⑬ 指定管理者の名称等の変更の届出
- ⑭ その他必要と認める事項

D その他

(1) スケジュール

8月29日(金)	募集要項等の公表
8月29日(金)～9月8日(月)	募集要項の配布
9月9日(火)	募集概要説明会・現地説明会の開催
9月16日(火)～9月19日(金)	質問の受付

9月26日(金)	質問の回答
10月2日(木)～10月10日(金)	申請書受付期間
10月下旬	(一次審査結果発表)
10月下旬	二次審査
10月下旬	指定管理候補予定者の選定(二次審査結果発表)
10月下旬	指定管理候補予定者との協議
11月議会	指定管理者の指定に関する議決 指定管理者の指定 指定管理者との協定書の締結
令和8年4月1日	指定管理者による公の施設の管理開始

(2) その他留意事項

- ①指定期間終了後、若しくは指定取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継に協力するとともに、必要なデータ等について提供していただきます。
- ②指定管理者の指定に係る申請及び公の施設の管理運営にあたっては、関係法令及び関係条例等を遵守してください。

(3) 配布資料

- ① 当募集要項
- ② 仕様書
- ③ 施設位置図
- ④ 現在の利用料金
- ⑤ 暴力団排除に関する実施要領
- ⑥ 申請書様式(様式1)
- ⑦ 事業計画書様式(様式2)
- ⑧ 収支計画書様式(様式3-1、2)
- ⑨ 誓約書様式(様式4)
- ⑩ 法人等の役員名簿(様式5)
- ⑪ 質問票(様式6)
- ⑫ 説明会参加申込書(様式7)

問い合わせ先

富山県土木部港湾課管理係

(事務担当：南茂、水野)

TEL 076-444-3335

FAX 076-444-4419

E-mail akowan@pref.toyama.lg.jp